被災地の建設等人材確保に係るPTとりまとめ



被災3県の建設等人材確保に係る対策検討の概要

〇経 緯

東日本大震災発生からまもなく4年になろうとしている中、岩手、宮城、福島の被災3県の復旧・復興については全体としては着実に進んでいる。今後、復興をより一層円滑に進めていくため、人材確保の観点から、厚生労働省内で職業安定局を中心としたプロジェクトチームを立ち上げ、被災地に赴いて現地の関係者と意見交換し被災地の現状を確認するとともに、それに対する対応としてどのようなことが可能なのか、検討を行った。

○プロジェクトチームの活動実績

〇平成26年9月26日 第1回会合

○ 11月11日~18日 被災3県へ赴いての意見交換

(自治体担当部局、県建設業協会等業界団体、地元企業、労働局等)

〇 12月18日 第2回会合

(復興庁・国土交通省オブザーバー参加)

○平成27年1月13日 第3回会合

○ 1月20日 対策のとりまとめ・公表

被災3県の現状(現地意見交換会での意見をもとに記載)

○3県の現状

- ・岩手県及び宮城県においては、以前より求人数の逼迫の度合いが緩んできているが、求職者も概ね減 少傾向にあるため人材確保は引き続き実施していく必要がある。 (別添1-1、1-2参照)
- ・福島県については、求人数が増加傾向及び求職者は減少しており、引き続き人材確保を実施していく 必要がある。 (別添1-1、1-2参照)
- ・今後は大規模な宅地造成事業(まちづくり)が完成し(※)、それに伴い<u>住宅の建設本格化</u>が予想され、建設関係職種(特に大工、鉄筋、型枠、とび)の<u>更なる人材確保</u>が必要となる。(即戦力確保) (別添1-3参照)
- ・復興需要後の先行きが見えないことから、<u>新規採用については慎重</u>になっている事業者が多い。
- ・県内における求職者の減少に伴い、<u>遠方からの人材確保の必要性が</u>出てくるため、労働者のための<u>宿</u> 舎に関する負担(費用、用地の不足)が大きくなる。
 - ※復興庁「住まいの復興工程表」http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-12/20141031173846.htm参照

○各県における現状

岩手県 公共土木・まちづくり・住宅

・他県と比べて賃金が低い、また、他県から人材を確保するに当たっても宿舎がない、という2つの壁があり、人材の確保が難しい状況。

宮城県 公共土木・まちづくり・住宅

・復興JVの活用等により人材の 確保は進んでいるが、今後復 興の加速化により、更なる人 材の確保が必要となる。

福島県除染・公共土木・まちづくり・住宅

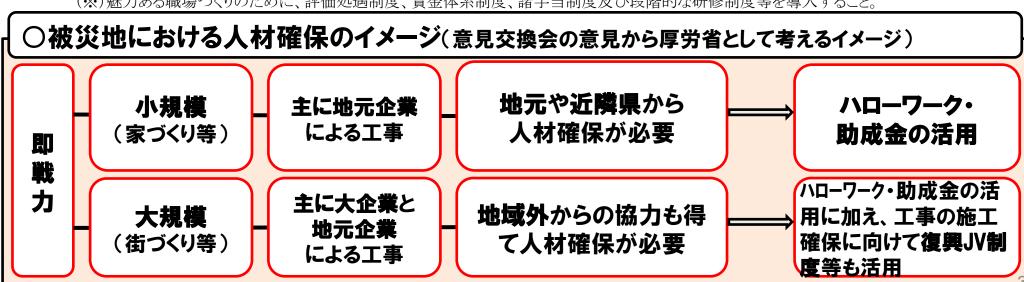
- ・除染作業の賃金が高く、業者・ 労働者とも除染に流れている。
- · 労働者を雇用するための宿舎が 不足している。

被災3県における課題

被災地においては、今後住宅の建設が本格化することから、「即戦力」の確保が必要。

- 復興のスピードを上げていくために、即戦力人材の確保が必要
- 今後増える住宅の自力再建を担う地元企業の人材確保が必要
- 継続的に建設業における担い手を確保及び育成するための雇用管理改善(※)・ 人材育成が必要

(※)魅力ある職場づくりのために、評価処遇制度、賃金体系制度、諸手当制度及び段階的な研修制度等を導入すること。



被災3県における建設等人材確保対策①

厚生労働省における被災地への対策

- ① 復興のスピードを上げていくために、即戦力人材の確保が必要
- ② 今後増える住宅の自力再建を担う地元企業の人材確保が必要



マッチングの強化

- ○建設人材確保プロジェクト実施ハローワークの拡大
 - ・被災3県において、建設人材の求人充足をきめ細かく支援する建設人材確保プロジェクトの実施ハローワークを拡大。建設関係職種の未充足求人へのフォローアップの徹底や求職者に対する建設求人の最新動向に関する情報提供のほか、業界団体とも連携しながら就職面接会等を積極的に実施。



宿舎助成の緩和

- ○宿舎助成対象の拡大(H27年度政府予算案計上)
 - ・特に求職者が減少している中で、被災地の建設業者の求人を広域的に充足するため、共同生活を行う寄宿舎への助成だけでなく、事業主が新たに労働者を雇用するためにアパート・マンションを借りた場合にも経費を助成。

○共同生活を行う寄宿舎(リース)



○共同生活を行う寄宿舎(リース)

○アパート、マンション(借り上げ)

・対象労働者:遠隔地より新たに採用

された建設労働者

対象期間: 1ヵ月~12ヵ月

・支給額: 家賃の2/3

※1室あたり3万円/月を上限

被災3県における建設等人材確保対策②

厚生労働省における被災地への対策

③ 継続的に建設業における担い手を確保及び育成するための雇用管理改善・人材育成が必要



魅力ある職場作りの推進

職業訓練の充実

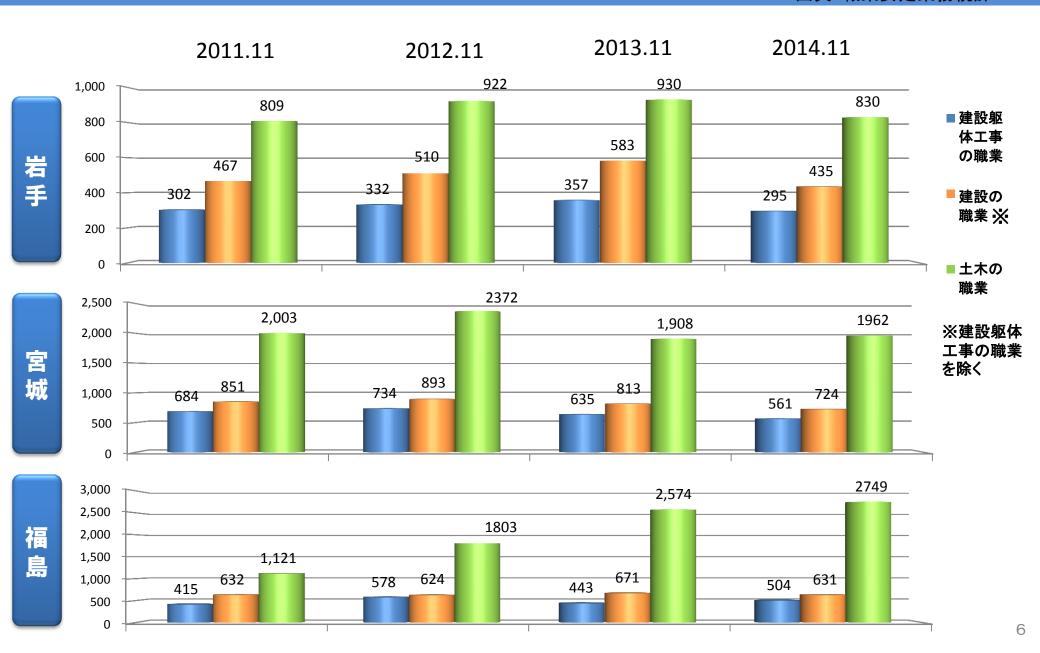
- ○雇用管理制度導入に係るコンサルティング支援(H27年度政府予算案計上)
 - ・業界団体等に委託し、雇用管理制度導入に係るコンサルティングや好事例等のセミナーを実施。
- ○中小建設事業主等の認定職業訓練等への支援の充実(H27年度政府予算案計上)
 - ・認定職業訓練制度等の充実や業界団体等と連携した人材育成事業(「建設労働者緊急育成支援 事業(仮称)」)を実施。
- ○地域人づくり事業(平成25年度補正予算で県に基金を交付)、震災等対応雇用支援事業(平成27年度政府予算案計上、県の基金を積み増し)の推進
 - ・建設業における雇用拡大や処遇改善を図るため、基本技能やクレーン技術等の講習会、女性や 若年者の活用に向けた雇用管理コンサルティング、若年者の交流による定着促進等の事業を県 及び市町村を主体として実施。効果的な事業計画となるよう労働局及びハローワークが支援。

対策の実施方法

- ○建設人材確保プロジェクト実施ハローワークを中心に、今回とりまとめられた対策について、地元市町村、業界団体に対して周知し、連携して実効的に取り組んでいく。
- ○予算関連事業については、予算成立後直ちに実行していけるよう、準備を進めていく。

【別添1-1】被災3県における有効求人数

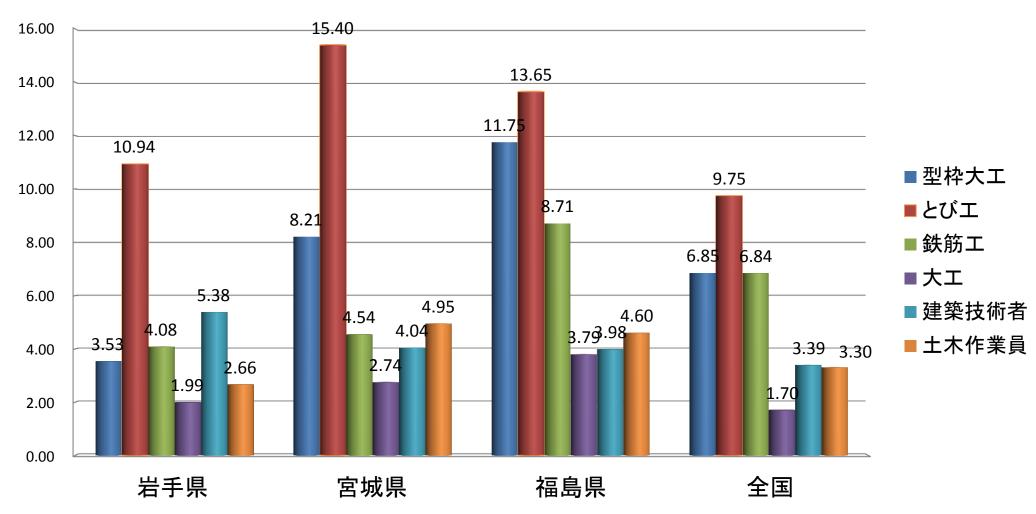
出典:職業安定業務統計



【別添1-2】被災3県における有効求職者数

出典:職業安定業務統計 2011.11 2012.11 2013.11 2014.11 ■建設躯 体工事 の職業 岩手 ■建設の 職業※ ■土木の 職業 ※建設躯体 工事の職業 を除く 宮 城 福 島

2014年11月



(参考)被災3県における対策①(復興庁における主な対策) 住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース



趣旨

被災地において、住宅再建やまちづくり等の復興事業では、工程や目標を示し、加速化を図ることとしている。しかし、これらの事業の円滑な推進に当たっては、所在者不明土地の扱い、埋蔵文化財の調整、資材等の不足、入札不調などの問題が存在し、これらへの迅速かつ適切な対応が必要である。このため、復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、具体的な対応策を実現し、復興事業の加速化を進める。

構成員

復興大臣 復興庁事務次官 復興庁統括官 総務省大臣官房総括審議官 法務省民事局長 文化庁次長 農林水産省農村振興局長 水産庁漁港漁場整備部長 経済産業省大臣官房地域経済産業審議官 中小企業庁長官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 国土交通省総合政策局長 国土交通省土地 建設産業局長 国土交通省都市局長 国土交通省住宅局長

開催実績

第1回 平成25年2月22日

第2回 平成25年3月6日

第3回 平成25年4月4日

第4回 平成25年6月19日

第5回 平成25年10月1日

第6回 平成26年1月9日

第7回 平成26年5月27日

第8回 平成27年1月16日

(参考)被災3県における対策②(復興庁における主な対策)

被災者による円滑な住宅再建への支援施策の展開



被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化

地方公共団体と地域の建設関係事業者や住宅金融支援機構等が連携し、ワンストップの相談会の開催などにより、公的助成措置の周知等のほか、再建資金面での相談や住宅建設事業者の紹介等の対応を充実させつつ、以下のような被災者からの住宅再建の具体化に向けた相談への対応を強化。

- ①公的助成措置についての情報提供
 - ・再建費用への補助、利子補給、融資等に関する情報を提供
- ②住宅金融支援機構による資金計画や融資に関する相談体制の強化・新たに三陸地域に拠点(三陸復興支援センター(仮称))を設置し融資相談に対応
- ③再建住宅の具体的イメージや費用等の提示 ・被災者の趣向に応じた住宅モデルプランや概算建設費用等を提示
- ④被災者と建築士・工務店等のマッチングサービス等の強化 ・工務店等をさがす被災者に対して、希望条件に合う事業者を紹介
- ⑤登記や二重ローン対策に関する相談

- ・防集事業等による住宅ローンに係る利子補給等
- ・取崩し型復興基金を活用した再建費用等への補助
- 被災者生活再建支援金の支給
- ・住宅金融支援機構や民間金融機関による融資の活用



再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援

宅地供給後に住宅再建工事が集中し、工事従事者や住宅資材が不足する地域における以下のような地方公共団体等の取組に対し補助を行い、建設事業者による円滑な住宅再建工事の実施を支援。

- ①工事従事者のための仮設宿泊施設等の整備 遠隔地から工事従事者を確保する際に、沿岸部等で不足し工事円滑化のネックとなっている宿泊施設(仮設宿舎等)について、 地方公共団体による整備を支援。
- ②円滑な工事実施のための資材確保等の支援 建設事業者等の間における住宅資材の融通や応援職人の手配を一括して媒介し支援するなど、地域の実情に応じて 住宅再建工事を円滑化する方策を検討・促進。

(参考)被災3県における対策③(国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策)

🥙 国土交通省 予定価格の適切な設定等

○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成25年4月より21.0%引上げた単価を、平成26年2月に、さらに8%、合計 31%引上げ
- ○資材調達不足等による作業効率の低下を見込んだ適切な積算 ・土工とコンクリート工における復興歩掛の設定

・復興係数による間接工事費の割増

- ○各種スライド条項の活用の徹底 ・契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定・活用
- ・手続きを大幅に簡素化(単品スライド)
- ○点在する工事での工事箇所毎の間接工事費算定 •工事箇所が点在する場合に必要となる経費を適切に計上するため、工事

箇所毎に間接工事費を算定することができる条件を緩和

技術者・技能者の確保

- ○地域の実情等に応じて、発注ロットの大型化など適切な規模での 発注
- 〇復興JVの活用
 - 登録件数 国交省3、農水省12、宮城県109、岩手県31、仙台市6、石巻市23
- ○主任技術者の兼任要件の緩和(5km→10km)
 - 近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、こ れまでの5km程度から10km程度に緩和
- ○東北六県における各発注機関の発注見通しを統合して公表
 - ・建設業者が発注見通しの全容を把握し、技術者・技能者の配置や資機材 の調達を行い易い環境を整備するため、各発注機関の発注見通しを統合 して地区毎に公表
- ○人材の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い
 - ・労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費(宿泊費、通 勤代)について、設計変更での対応を可能とする

資材等の確保

- ○資材連絡会・分科会等の設置・拡充
 - ・建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で 情報共有。必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催
 - (平成23年以降、東北地方連絡会等を111回開催) ・生コンが不足する地域における公共プラントの新設(直轄整備(宮古、釜石)平成26 年9月、宮城県整備(石巻、気仙沼)平成26年5月稼働開始)、ミキサー船の活用等
 - 地域ごとの課題に応じた安定的な供給策を検討・実施 ・平成25年9月に「災害公営住宅整備に係る資材対策等に関する情報連絡会」を設置
- 〇トラック(ダンプカーを含む)の被災地特例の延長
- ・被災地外から応援に来ているトラック(ダンプカーを含む)に関し、運転者が6日以内 に戻らねばならない所属営業所を被災地拠点でも可とする特例の期限を平成27年 度末まで延長
- ○資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い
 - ・資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精 算払いを実施
 - ・土砂と砕石については、実態に応じて、購入場所(土場)までの引取費用を含む単 価で精算変更を可能とする

事業スピードアップのための市町村等の発注業務支援

- O CM方式等を活用した復興事業の加速化
 - ・URは、市町村から受託した復興まちづくりについて、複数地区の調査、設計、施工 を一括でCMRに発注し、復興まちづくりをスピードアップを実現 (女川町・東松島市・陸前高田市・山田町・宮古市・大槌町・ 気仙沼市・南三陸町・ 大船渡市・釜石市・いわき市・石巻市)
 - ・地方公共団体等は、大規模工事で発注者が行うマネジメント業務に民間ノウハウを 活用する方式を採用(事業促進PPP、CM方式(ピュア型)等)

公共建築工事の施工確保

- 〇災害公営住宅 工事確実実施プログラム(H26.9.27公表)
 - ・被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階 等における的確な対応策を導入・徹底し、その実施状況をきめ細かく把握
- ○「営繕積算方式」の普及・促進(H26.9.27公表)
 - ・実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するための積算手法 (「営繕積算方式」等)の普及促進